

## 一般社団法人日本発達心理学会 倫理問題調査委員会規程

2018年3月22日 制定

改正 2022年3月27日

### (設 置)

**第1条** 一般社団法人日本発達心理学会は、「一般社団法人日本発達心理学会倫理綱領」(以下、「倫理綱領」)に抵触する疑義が持たれる事態に対応するために、代表理事が倫理問題調査委員会(以下、「委員会」)を設置する。

### (目 的)

**第2条** この規程は、本学会会員の活動において、「倫理綱領に抵触する疑義が持たれる事態」(以下、「抵触疑義の事態」)があった場合の手続き等について定めるとともに、「倫理綱領」の遵守を促し、抵触行為を防止することを目的とする。

### (定 義)

**第3条** 「抵触疑義の事態」とは、研究や実践活動の実施および公表に際し、倫理規程第1条から第4条の規定に抵触する疑義が持たれる行為を言う。

### (業 務)

**第4条** 委員会は、「抵触疑義の事態」に関する調査および報告書の作成を行い、理事会に報告する。

### (委員会の構成)

**第5条** 「抵触疑義の事態」が生起したと代表理事が判断をした場合、倫理規程第6条に基づき、次の委員を持って、委員会を設置する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

### (委員長および委員の選出)

- 第6条** 委員長は、代表理事が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 2 委員は、委員長が指名し、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
  - 3 委員の任期は、当該事態が解決したと、理事会が判断するまでとする

### (守秘義務)

**第7条** 委員は「抵触の疑義の事態」の調査の中で知り得たことは、これを他に漏らしてはならない。

**(会議の開催)**

**第8条** 委員会は、委員長がこれを開催する。

**(議 事)**

**第9条** 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

**(改 定)**

**第10条** この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。

**(附 則)**

この規程は、2022年3月27日から施行する。